

○国土交通省告示第五百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年四月七日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道450号新設工事（白滝丸瀬布道路・北海道紋別郡遠軽町旧白滝地内）及びこれに伴う普通河川の付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道紋別郡遠軽町旧白滝地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道紋別郡遠軽町白滝地内から同町丸瀬布南丸地内までの延長約16.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道450号新設工事（白滝丸瀬布道路）及びこれに伴う普通河川の付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道450号新設工事（白滝丸瀬布道路）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

本体工事の施行により遮断される普通河川は、流域における雨水の排水等に利用されていることから、公共の利害に係る河川に該当し、当該普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道450号（以下「450号」という。）は、高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線との接続部である北海道上川郡比布町地内の比布ジャンクションを起点とし、同郡上川町、紋別郡遠軽町等を経て紋別市に至る延長130kmの路線である。

450号は「第四次全国総合開発計画」（昭和62年6月閣議決定）等において「旭川紋別自動車道」として位置づけられ、比布ジャンクションから順次整備が進められており、本件事業である白滝丸瀬布道路もその一環として整備されるものである。

450号の通過するオホーツク地域（以下「当該地域」という。）は、ほたて貝や毛がにに代表される豊富な水産資源を活かした水産業、流水等の観光資源を活かした観光産業等が盛んな地域であるが、当該地域と他地域とを広域的に結ぶ高速交通ネットワークが存在しない。このため、本件事業の完成は地域の連携強化、地域産業の活性化、物流の効率化等に寄与するものと期待されている。

また、「第四次全国総合開発計画」及び「第6期北海道総合開発計画」（平成10年4月閣議決定）等においては、地域内外の連携強化を図る高規格幹線道路として位置づけられている。

一方、本件区間に並行する一般国道333号の区間（以下「並行区間」という。）は、落石や雪崩等の発生のおそれのある危険箇所が多数存在しており、他に代替路線となる主要幹線道路がないことから、極めて脆弱な交通事情となっている。

本件事業の完成により、当該地域と他地域とを結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られるとともに、並行区間における災害等発生時における代替道路としての機能も図られ、円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

また、現在事業中の一般国道450号の一区間である上川上越道路等が開通すれば、高速自動車国道北海道縦貫自動車道と連結し、高速交通ネットワークが形成されることから、地域内外の連携が強化され、沿線地域の活性化に寄与するものと期待される。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者が平成8年7月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）に基づき環境影響評価（以下「平成8年評価」という。）を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成15年3月、平成17年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意に平成8年評価の再評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地の一部に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、営巣が確認されていないことなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、この他文化財保護法により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、当該地域的高速交通ネットワークの形成及び並行区間における代替道路としての機能の確保を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本体工事に係る施設のうち白滝インターチェンジ及び丸瀬布インターチェンジ（仮称）の位置については、既に供用されている450号上越白滝道路との連結並びに周辺集落及び幹線道路とのアクセス等を考慮すると、事業計画のとおり、北海道紋別郡遠軽町白滝地内及び同町丸瀬布南丸地内にそれぞれ設置することが適切なものと認められる。

また、本件区間におけるルートについては、一級河川湧別川（以下「湧別川」という。）に比較的近接する申請案、湧別川の北側を通過する湧別川北回り案及び湧別川の南側を通過する湧別川南回り案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は農地の残地がなく土地利用に与える影響は小さいと認められ、またトンネルによる施工延長が最も短く、事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに本体工事の施行に伴う普通河川の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当該地域においては、高速交通ネットワークの整備が必要とされているとともに、並行区間においては落石や雪崩等の発生のおそれのある危険箇所が多数存在し、他に代替路線となる主要幹線道路がないなど、災害発生時等における脆弱な交通事情を抱えていることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、450号沿線周辺の自治体の長及び議会議長からなる高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道紋別郡遠軽町役場